

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

インドネシア編

2008年3月

JETRO

< 裁判官の任命 >

インドネシアの全裁判官数は約 5300 名である。(2002 年現在)

全裁判官に共通する資格要件として、まず法学士の資格を有することが必要である。そして、法務人権省が行う選抜試験に合格した者が 1 年間の試用期間を経て、6 ~ 8 か月間の研修を受ける。その後、実習生となり、書記官等として 2 年以上の経験を経た者が、その後地方裁判所裁判官として推薦を受ける資格を有する。

研修内容については、最高裁判所が実質的に決定しているということである。

< 検察官の任命 >

全国の検察官数は約 5,500 名で、うち約 500 名が最高検察庁にいる。(2002 年現在)

法律に規定されている形式的要件は裁判官と同じであるが、検察庁独自に採用・研修を行う。つまり、法学士を有する者が、検察庁職員としての採用試験に合格した後、3 ~ 4 年間の検察庁職員として勤務し、検察官研修所で 4 ~ 6 か月の研修を受けて、検察官となる。

なお、現在の最高検察庁長官は、検事のキャリアであるが、軍部出身の長官も存在する。

< 弁護士制度 >

インドネシアでは、弁護士は基本的に次の 3 種類に分かれる。

(1) 法廷立会弁護士 (Litigator)

これは更に二つに分かれる。

ア 法学士を有する者で、全国の法廷に立会できる弁護士 (法務人権省の許可必要)

イ 法学士を有する者で、一定の地域の法廷に立会できる弁護士 (高等裁判所の許可必要)

(2) 法学士を有する者で、法廷に立会せず、法律相談業務に従事する弁護士 (許可は不要)

法務省の法律職、検察官、裁判官は、退任後に弁護士となることができるが、通常(2)になるということである。

インドネシアに弁護士会は 5 ~ 6 存在するが、弁護士業務を行うにあたって、弁護士会に登録する必要はない。最大のインドネシア弁護士会で約 18,000 人 (2007 年現在) が会員となっている。

前掲山下教官の報告書にも記載されている通り、インドネシアの法執行に関わる者 (裁判官、検察官、警察官、その他公務員) は賄賂を要求するのが日常茶飯事であり、判決にもそうした影響が出てくるのがインドネシアの現状であると言っても過言ではない。

(4) 刑事的対抗手段

(4 - 1) 概要

インドネシアでは、一般に知的財産権の行使という、刑事的対抗手段を意味する。先に述べたように、この国では民事的対抗手段が法律で認められてはいるものの、仮処分の申請はまだ実績がないのが現状である。また、税関等による行政的な対抗手段も海賊版 CD の取締りを除いてほとんど機能していないので、刑事的対抗手段が現時点では唯一使い得る対抗手段であると言っているであろう。

著作権を除いて一般に知的財産権の侵害は親告罪であるので、権利者が通報しない限り警察は捜査を開始しない。このことがインドネシアにおける取締まりの足かせになっているとの意見もあるが、侵害を適正に取り締まるためには、権利内容を熟知し、偽物との違いを認識できる権利者の協力が不可欠であるというのが、侵害を親告罪としている理由である。

また、証拠探しにおいても、権利者は積極的に捜査協力することが期待される。

(4 - 2) 所管警察組織

インドネシアの国家警察組織は、州警察 (POLDA)、県警察 (POLRES)、都市警察 (POLWIL)、町村警察 (POLSEK) からなる。このうち、知的財産侵害事件に関する被害届は、国家警察本部 (R.I. Police Headquarters, Jl. Trunjoyo No.3, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan) 又は侵害発生場所を管轄する州警察、県警察、都市警察が受け付ける。複数の州にまたがる場合は国家警察本部が捜査する。

(4 - 3) 刑事告発に必要な書類

侵害の告発に当たって必要な書類・証拠は以下のとおりである。

(1) 被害届 (警察にて作成)

記載事項) 届出者の氏名、生年月日、出生地、宗教、職業、住所
侵害の発生時期、発生場所、発生状況
被疑者の氏名と住所 (知り得る範囲で)

(2) 侵害品の見本と入手先を示す証拠 (領収書等)

(3) 侵害されている知的財産権の証明書

(4) 委任状 (被害届が代理人によって行われる場合)

(4 - 4) 手続きの流れ

被害届が受理された後、担当警察官が割り当てられ、実際に捜査が始まるまでに通常2、3日要する。捜査の最初の段階として被害者側の証人が尋問され、その後必要に応じて専門家証人 (通常知的財産総局から招聘され、侵害の有無について証言する) や被疑者側証人が尋問を受ける。被害届受理から侵害場所が搜索されるまでに3日から6日以上要することがある。捜査調書、令状等の例を添付資料に示す。

被害届提出当初から立件に至る証拠探しには、被害者側の積極的参画が期待される。捜査するのは警察の仕事であるから、被害届を出して調書さえ取られれば、後は警察が独自に捜査を進め

るはずであると期待しがちであるが、そのような期待はインドネシアでは通用しない。判決は買うものとインドネシアでは一般に考えられているが、「対価」がなければ石のように動かないのがインドネシアの法執行者であり、警察官も例外ではない。また実際に彼らの予算は限られているから、被害者側が車を手配しないと現場に行く交通手段もない。それ以外に費用、人員、情報等あらゆる面で被害者側自ら積極的に支援しないと捜査は進まないのである。

これらの手続きを経た後、侵害が立証されるならば、侵害者は検察によって起訴される。刑事訴訟の場合は知的財産関連であっても地方裁判所が審理する。判決に不服のある場合は高等裁判所、最高裁判所に上告することができる。

実際には起訴の前に、示談交渉が成立し、被害届が取り下げられることも多い。示談交渉は、解決の早期化、費用の節約につながるだけでなく、侵害者に対して謝罪広告、侵害品の回収・処分、損害の賠償等を要求することができるため、よく使われている解決手段である。

被害届の提出から示談交渉まで、弁護士に代理させる場合もあるが、肝心の弁護士が相手方や警察と結託して解決をいたずらに遅らせたり、費用を高額化させたり(当然そこには自分の取り分が上乘せされている)する場合がある。弁護士の言っていることだからといってむやみに信用せず、被害者が常に主体性をもって交渉の成り行きに目を光らせることが肝要である。

(4 - 5) 摘発状況

インドネシア国家警察が 2003 年以降摘発した知的財産侵害の件数は表 - 9 に示すとおりである。摘発件数は著作権が最も多く、2006 年には前年の 3 倍以上に相当する 1443 件が摘発された。USTRA はこれを評価して、インドネシアを優先監視国から監視国へと格上げしている。(但し、タイでは 2004 年以降著作権分野だけでも毎年 5000 件を超える摘発が行われている。)

表 - 9 知的財産侵害事件摘発統計

	著作権	特許	商標	産業意匠	営業秘密	合計
2003	343	不明	28	不明	-	不明
2004	199	1	61	5	0	266
2005	429	4	63	9	0	503
2006	1443	0	69	9	1	1522
2007.7 月まで	286	0	11	1	0	298

(データ出所: インドネシア国家警察特殊犯罪捜査局産業犯罪部)

(4 - 6) 刑事告発に要する費用

通報に際して公的には費用はかからないが、調書の作成や捜査に対する謝礼が期待される。謝礼の額は、状況に応じてその都度 500 円程度から 5 万円程度まで。

(5) 民事的対抗手段

現行法は商務裁判所に対する仮処分の申請、損害賠償の請求を可能としているが、これまでのところ権利者側に貢献した例はほとんどない。商務裁判所に提訴された民事訴訟の多くは商標等の登録の取消を訴えたものである。(中央ジャカルタ商務裁判所知財関連裁判一覧 添付資料)

2007年11月の時点で仮処分の申請がされた例はまだない。

これまで権利行使といえば警察権力によって侵害を抑え込むことが一般的であったが、今後民事的解決手段も徐々に実効的なものとなっていくように期待される。

(6) 水際取締

関税法(1995年法律第10号)は税関当局による商標権と著作権を侵害する物品の差し止めについて規定している。すなわち、

第54条 商標又は著作権の所有者からの申請に基づき、地方裁判所長は税関職員に対して、インドネシアにおいて保護される商標又は著作権を侵害した製品であると、十分な証拠の基づいて疑われる輸入又は輸出貨物を税関において一時的に差し止めるように命令を発することができる。

第62条 輸入又は輸出貨物が商標又は著作権の侵害によって生産されたか、又はそれ自体が侵害するとき、税関職員は職権によって当該貨物の差し止めを行うことができる。

2004年には、スカルノハッタ国際空港内の税関が職権により海賊版のCD等押収した実績が15件あるものの、権利者からの申請に基づく差し止めは、施行規則がないためにまだ行っていない。(2007年12月現在施行規則案を検討中)

2007年、(2)項で述べた知的財産権サブ・ワーキング・グループでは、企業側から政府側に対して侵害貨物の水際取締実現を支援すべく、侵害の可能性のある商標に関する情報(登録内容、真正の輸入業者名、照会先等)を提供することを申し出ている。

(7) 不公正な競争に対する対抗手段

インドネシアにおいて、商標権、意匠権等の登録なしに、不正競争に対抗することは非常に難しい。インドネシアにも独占と不正競争の防止に係る法律と題されたものはあるが、実質的に独占行為を禁じるのみであって、日本の不正競争防止法に相当する規定は存在していない。インドネシアで知的財産侵害に対抗するためには、商標権、意匠権等、登録された権利をまず取得しておくことが肝要である。

しかしながら、トレードドレス侵害、未登録商標の剽窃行為のように、商標権、意匠権等の登録だけでは防ぎきれない問題もある。現在の法制度の枠組みの中でこのような不正競争行為に対抗するためには、刑法、民法、消費者保護法を代替的に利用していく方法が考えられる。

刑法

商品の外観や形態を模倣した侵害品の場合には、刑法第 382 条の 2 が最も適用しやすいと思われる。(但し、不正な方法に果たして未登録の形態の模倣が含まれるかどうかが問題にされる可能性がある。)

商標や社名等を模倣された場合には、刑法第 380 条、刑法第 393 条が適用できる。

消費者保護法

模倣品の品質が劣悪である等、品質表示が実際と異なる場合は、消費者保護法第 8 条に触れ、模倣品業者は罰せられる。

また模倣品が破損していたり、欠陥があったりするような場合は、破損品、欠陥品の販売を禁じている消費者保護法第 8 条第 3 項によって、このような模倣品を販売した模倣品業者は罰せられる。

民法

民法第 1365 条は「他人に損害を生じさせる不法行為は、すべて、その損害を生じさせた行為を行った者に、その損害を補償すべき義務を負わせる」と規定しており、不正競争への対抗手段としてこの規定を利用することを薦める弁護士もいる。(しかし、この場合知的財産の訴訟ではなく、一般の訴訟として地方裁判所に提訴することになり、いたずらに訴訟期間が長くなることが懸念される。)

4. ライセンシング

(1) ライセンシングに関する法規

特許法、意匠法、商標法及び著作権法は、ライセンス契約の届出を義務付けており、ライセンス契約の登録なしに第三者に対抗し得ないと規定しているが、その実施に関する施行規則がないために、ライセンス契約の届出は受け付けられていない。

登録された商標等は、多くの場合日本の本社名義になっているが、インドネシアの現地法人が商標を使用することは、ライセンス登録がなくても、これまで問題になった事例はないようである。

(2) 営業秘密の保護

営業秘密法は、その情報が秘密性(特定の者に限定して知られているか、又は広く社会に知られるに至っていない状態)を有し、経済的価値があり(商業活動又は事業活動に利用できる、又は利益増加に寄与する)、当然取られるべき方法で秘密性が維持されているとき、営業秘密として保護されると規定している。故意に営業秘密を開示したり、営業秘密を守るための義務を怠る者や、不当に営業秘密を入手する者は、最高懲役 2 年、罰金 3 億ルピアが科せられる。

(3) 強制による実施

特許法第 75 条は、特許付与の日から起算して 36 ヶ月経過後、当該特許が実施されていないとき、第三者は強制実施権を申請することができる」と規定している。これまでのところ強制実施権が設定された実績はない。

また、同法第 99 条は、国家の防衛・安全保障上、重要な特許を政府が実施することができる」と規定している。2004 年第 83 号エイズ治療薬の特許使用に関する大統領令は、2つのエイズ治療薬(ベーリンガーインゲルハイムの「ネビラリン」(特許番号 0001338)とビオケムファルマの「ラミブジン」(特許番号 0002473))の国による使用を可能にした。使用期間はそれぞれ 7 年と 8 年で、特許権者は 0.5%のロイヤルティを受け取る。

添付資料14

通報書

No. [REDACTED]

通報者	
氏名：	J [REDACTED]、年令：37 才、出生地・生年月日：メダン・1962 年 2 月 2 日、宗教：仏教、国籍：インドネシア、職業：自営業(PT.C [REDACTED] 社長)、住所：[REDACTED]、電話 [REDACTED]、携帯電話 [REDACTED]
通報の内容	
1．発生時期	1997 年 1 月
2．発生の場所	ジャカルタ及びブカシ（首都警察管轄地域及びその近辺）、スラバヤ（東ジャワ地方警察管轄地域）及びパダン（西スマトラ地方警察管轄地域）
3．事件の内容	ジャム・健康飲料における商標 INDOSARI の無断使用
4．容疑者	PT.I [REDACTED]（社長 H [REDACTED]）
5．発生の経緯	事件の説明に記載
6．通報時期	1998 年 12 月 14 日
犯罪行為： ジャム・健康飲料のための商標 INDOSARI 及び図柄であって、全体又は要部が法務省著作権特許商標総局において Johnny 名義で 1997 年 10 月 10 日に No.398227 により登録された公式な商標 INDOSARI 及び図柄と同一であるものを権利なく使用した。 条文：1992 年商標に関する法律第 19 条に関連する 1997 年法律第 14 条第 81 条、第 82 条及び第 84 条	証人の氏名及び住所 1．氏名：L [REDACTED]、年令：25 才、出生地・生年月日：メダン・1973 年 2 月 17 日、宗教：仏教、インドネシア国籍、職業：自営業、住所：[REDACTED]

<p>証拠品：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 商標 INDOSARI 及び図柄の登録証写し 2 . 商標 INDOSARI 及び図柄を付したジャム / 健康飲料の真正品 1 箱 3 . 商標 INDOSARI 及び図柄を付したジャム / 健康飲料の模造品 1 箱 	<p>発生の経緯：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . ジャム・健康飲料のための商標 INDOSARI 及び図柄は、PT.Citra Deli Arya Kemuning（住所：Desa Priuk Jaya, Tangerang）が所有する。 2 . INDOSARI 及び図柄の商標を付したジャム及び健康飲料は、PT.Citra Deli Arya Kemuning によって1993年頃から製造販売され、ジャカルタ及びその近辺で販売されてきた。 3 . 1997年1月頃から現在まで、通報者は自身の所有する INDOSARI 及び図柄の商標と類似する INDOSARI 及び図柄の商標を付したジャム・健康飲料であって、模造品であると思われる製品がジャカルタ、スラバヤ、パダンの市場に出回っているのを知っていた。 4 . 当該 INDOSARI 及び図柄の商標を付したジャム・健康飲料の販売により、通報者は道徳的にも物質的にも被害を受けたので、当局に法律による救済を求めるものである。
<p>取られる措置：通報書の作成、通報証明書及び証拠品受領書の作成</p>	

ジャカルタにて 1998 年 12 月 14 日

添付資料15

捜査命令書

No. [REDACTED]

考慮 : 犯罪捜査の利便性のために、捜査命令書の発行が必要である。

根拠 : 1 . 刑事訴訟法第 1 条第 2 号、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条、第 11 条、第 106 条、第 109 条第 1 項ならびに第 110 条第 1 項
2 . 1998 年 12 月 14 日通報書 No. [REDACTED] 2

命令

対象 : 1 . Drs. [REDACTED] / 警察少佐 / 60090698 / 捜査官
2 . Drs. [REDACTED] / 警察少佐 / 63070836 / 捜査官
3 . B [REDACTED] / 警察隊長 / 64110589 / 捜査官
4 . B [REDACTED] / 警察隊長 / 600010423 / 捜査官
5 . I [REDACTED] / 警察隊長 / 63110078 / 捜査官
6 . H [REDACTED] / 警察第 1 副隊長 / 62030154 / 捜査官
7 . A [REDACTED] / 警察第 2 副隊長 / 62030154 / 捜査官
8 . S [REDACTED] / 巡査部長 / 68080318 / 捜査官補

目的 : 1 . 1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条、第 82 条及び第 84 条の規定による、商標「INDOSARI 及び容器図柄」であって、テムラワック健康飲料に対して 1997 年 10 月 10 日 No.398227 にて法務省著作権特許商標総局に公式に登録された商標「INDOSARI 及び容器図柄」と全体又は要部が類似するものを、無断で使用した犯罪行為の捜査を行う。
2 . 十分な捜査を行い、結果を報告する。
3 . 本命令書は発行の日から有効である。

ジャカルタにて
1998 年 12 月 31 日

経済犯罪捜査局長
捜査官として

取調報告書

専門家証人

1999年1月12日火曜日西部時間11:30、私：

B [REDACTED]

警察隊長公務番号6 [REDACTED] は、上記警察署において捜査官として以下の者と共同で：

S [REDACTED]

巡査部長公務番号6 [REDACTED]、それぞれ上記同一の警察署から1994年1月13日発行された捜査員決定書No. [REDACTED] に基づき、捜査官として以下の男性に対する取り調べを行った。

Y [REDACTED]

年令：44才、出生地・生年月日：PangkalPinang・1955年11月29日、宗教：イスラム教、国籍：インドネシア、職業：Jl.Daan Mogot Km24Tangerang 法務省著作権特許商標総局商標局法務資料部法務課長、自宅住所：[REDACTED]

上記の者は、1992年商標に関する法律第19号に関連する1997年法律第14号第81条、第82条及び第84条の規定による、商標「INDOSARI 及び容器図柄」であって、テムラワック健康飲料に対して1997年10月10日No.398227にて法務省著作権特許商標総局に公式に登録された商標「INDOSARI 及び容器図柄」と全体及び/又は要部が類似するものを、無断で使用した犯罪の刑事事件における専門家証人として、1998年12月14日通報書No. [REDACTED] に基づいて取り調べを受けた。

取り調べにおける質問に対して、上記の者はその専門知識に基づいて以下のように応答した。

質問

応答

1. 今の時点で証人は心身共に健康で、取り調べを受けることができ、真実を話すか？

1. 私は心身共に健康であり、取り調べを受けることができ、真実を話す。

2. 証人が捜査官により取り調べと尋問を受ける理由を理解しているか？

2. 理解している。ジャム及び健康飲料に使われる商標「INDOSARI 及び容器図柄」であって、法務省著作権特許商標総局に公式に登録された商標「INDOSARI 及び容器図柄」と類似するものを、無断で使用した犯罪の刑事事件において、警察当局又は

捜査官を支援する専門家証人として証言を与えるためである。

3. 法務省著作権特許商標総局における証人の職位は何か、またその職位に関連して証人の職務は何か？

3. 私の職位は、法務省著作権特許商標総局商標局法務資料部法務課長であり、職務は裁判又は第3者に対して商標の法務に関する事項における意見や見解を述べ、また商標侵害に関する通報を行うことである。

4. 証人の職務に関連して、商標の侵害又は模倣とは何を意味するのか述べよ。

4. 商標とは、図柄、名称、文字、数字、色彩又はそれらの要素の組み合わせであって、識別性を有し、商品又は役務の商業活動において使用され、商品がある個人又は法人の製造による商品が、別の個人又は法人から区別されるように付与されるものである。個人又は法人が、同じ商品においてすでに登録された商標と全体または要部において同一である商標を使用するとき、その者は犯罪を犯したことになる。(1992年商標に関する法律第19号に関連する1997年法律第14号第81条、第82条及び第84条)

5. 捜査官は証人に対して、通報者()が提出した商標「INDOSARI及び容器図柄」を付したジャム及び健康飲料の商品を見せ、このジャム及び健康飲料の付された商標「INDOSARI及び容器図柄」が、すでに法務省著作権特許商標総局商標局に登録されているかどうか、もし登録されているならば、誰の名義で登録番号は何番であるか尋ねた。

5. ジャム及び健康飲料のための商標「INDOSARI及び容器図柄」は法務省著作権特許商標総局商標局に398227号として1997年10月10日に、J の名義で登録されている。

6. 法務省商標局に登録されたジャム及び健康飲料のための商標「INDOSARI及び容器図柄」が、証人が上のNo.5で答えたものの外、別の個人/法人に登録されているか？

6. 登録されていない。

7. 1992年商標に関する法律第19号に関連する1997年法律第14号第81条、第82条及び第84条に規定される犯罪行為について、全体又は要部の同一の基準を説明せよ。

7. 商標が全体に同一であるとは、記載又は形状が全く同一であることを意味し、商標の要部が同一であるとは、呼称、字形、数字、又は商標の一部をなす色彩の組み合わせが同一である場合である。

8. 捜査官は上記 No. 5 の応答に関連して、法務省商標原簿に公式に登録された商標

「INDOSARI 及び容器図柄」を付したジャム及び健康飲料と、通報者が提出した PT.I [REDACTED] [REDACTED] の製造による偽物の疑いのある商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付した健康飲料を見せ、以下の質問をした：

a. これらふたつの商標は同一性があるか、もしあるならばどの部分において同一性があるのか？

b. もし全体 / 要部に同一性があるならば、どのような犯罪行為であるのか？

8 .

a. 捜査官が私に見せた証拠品で、No.5 で私が回答した登録商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したジャム及び健康飲料と、偽物と疑われる商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したジャム及び健康飲料を見たが、両者は要部において同一性を有する。

b. 発生した侵害は 1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 82 条によるものであり、当該商品を販売した者は、1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条及び第 84 条の規定の適用を受ける。

9 . No.5 で証人が答えたようにジャム及び健康飲料のために登録された INDOSARI 及び容器図柄の記載 / 表示は、1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条、第 82 条及び第 84 条に規定する犯罪行為なのか？その理由と法的根拠を説明せよ。

9 . 上記 INDOSARI 及び容器図柄（形状）のジャム及び健康飲料への貼付 / 表示は違法である。何故なら、当該 INDOSARI という言葉及び容器図柄（形状）は、すでに J [REDACTED] 名義で登録され、ジャム及び健康飲料の商品に登録されている。したがって、上記 INDOSARI 及び容器図柄（形状）のジャム及び健康飲料への貼付 / 表示は、1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条、第 82 条及び第 84 条に規定するところの商標の侵害に相当する。

10 . 上記ジャム及び健康飲料のための商標 INDOSARI 及び容器図柄は、地方裁判所の民事訴訟に係続しているか？

10 . 法務省商標局の記録に寄れば当該商標に関する民事訴訟はない。

11 . すでに述べた事項以外に付け加えることはないか？

11 . ない。

12 . 証人の証言は真実であり、法的に責任を持つか？

12 . 法的に責任を持つ。

13. これまでに証人が述べた事は真実であるか、また本取り調べの中で証人はどこからか圧力、強制、挑発を受けたと感じるか？

13. 感じない。

取り調べはここまでで終了し、引き続き、証人は記録の内容を読み、その内容を支持し、当該証言内容を確認するために、下欄に署名する。

被取り調べ人

Y [REDACTED]

本取調報告書は、宣誓に基づいて真実に作成され、上記日付にジャカルタにおいて署名され終了した。

捜査官

B [REDACTED]

捜査官補

S [REDACTED]

添付資料17

取調報告書

証人

1998年12月17日木曜日西部時間13:00、私：

A

公務番号 61070204 は、上記警察署において 1996 年 6 月 5 日発行された捜査員決定書 No.Pol.:Skep/668/VI/1996 に基づき、捜査官として以下の男性に対する取り調べを行った。

J

年令：37 才、出生地・生年月日：メダン・1962 年 2 月 2 日、宗教：仏教、国籍：インドネシア、職業：自営業（PT.C 社長）、住所：
電話、携帯電話

上記の者は、1992 年商標に関する法律第 19 号に関連する 1997 年法律第 14 号第 81 条、第 82 条及び第 84 条の規定による、商標「INDOSARI 及び容器図柄」であって、テムラワック健康飲料に対して 1997 年 10 月 10 日 No.398227 にて法務省著作権特許商標総局に公式に登録された商標「INDOSARI 及び容器図柄」と全体及び / 又は要部が類似するものを、無断で使用した犯罪の刑事事件における証人として、1998 年 12 月 14 日通報書 No. に基づいて取り調べを受けた。

取り調べにおける質問に対して、上記の者は以下のように応答した。

質問

応答

1. 今の時点で証人は心身共に健康で、取り調べを受けることができ、真実を話すか？
 1. 私は心身共に健康であり、取り調べを受けることができ、真実を話す。
2. 証人が捜査官により取り調べと尋問を受ける理由を理解しているか？
 2. 理解している。1998 年 12 月 14 日に私が通報した商標「INDOSARI 及び容器図柄」の無断使用に関連してである。
3. 証人の経歴を簡単かつ明瞭に説明せよ。
 3. 最終学歴：中学卒業
職業：自営業（PT.C 社長）

4 . その PT.C [REDACTED] の事業分野、取得した許可すべて、製造する製品すべて、組織の概要について説明せよ。

- 4 . a. PT.C [REDACTED] は健康飲料製造の分野
- b. テムラワック飲料
- c. ・会社設立定款
・商標登録証
・納税番号
・保健省登録証

5 . 商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したテムラワック健康飲料の製造はいつから始めたのか？

5 . テムラワック健康飲料の製造は 1993 年から始めたが、商標 INDOSARI の使用は 1997 年からである。

6 . テムラワック健康飲料のための商標「INDOSARI 及び容器図柄」はすでに法務省著作権特許商標総局に登録されているのか？

6 . 登録されている。J [REDACTED] (私自身) の名義で 1997 年 10 月 10 日に No.398227 により商標局に登録されている。

7 . 証人が製造するその商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したテムラワック健康飲料がどこで販売されているのか説明せよ。

7 . その製品はジャカルタで販売され始めたばかりである。

8 . 証人が製造するテムラワック健康飲料のための商標「INDOSARI 及び容器図柄」の特徴は何か？

- 8 . ・基本的な色は赤、緑、黄色、青、黒、白である。
- ・ Natural Drink との記載がある。
- ・ TEMULAWAK の記載、円の中の数字 6 5、Standard Instant、及び植物の図柄の下にある INDOSARI の記載。
- ・ 紙製容器
- ・ 一袋の値段 600 ルピア

9 . 証人はテムラワック健康飲料のための商標「INDOSARI 及び容器図柄」が真似られたことをいつ知ったのか、また偽物の特徴は何か？

9 . 市場を回っている私の販売員から、PT.I [REDACTED] が 1998 年 12 月に、当

該商品及び商標 INDOSARI を付したテムラワック商品を 6000 ルピア（10 袋入り）で販売流布していることを知った。

10 . その PT.I [REDACTED] はどこに存在するのか？

10 . [REDACTED] であり、事務所は [REDACTED] に所在する。

11 . PT.C [REDACTED] の製品を模した偽物と疑われる商標「INDOSARI 及び容器図柄」を付したジャムの存在によって、証人は被害を被っているか？

11 . 道徳的、物質的に被害を被っている。

12 . 本取り調べに関連して、証人が提供できるそれ以外の必要な情報はるか？

12 . 当局に対して PT.I [REDACTED] の行為に対して現行法に依じて処分するようお願いしたい。

13 . これまでに証人が述べた事は真実であるか、また本取り調べの中で証人はどこからか圧力、強制、挑発を受けたと感じるか？

13 . 証人が述べた事は真実であり、証言をする中でどこからも圧力、強制、挑発を受けたとは感じない。

取り調べはここまでで中止された。引き続き、証人は記録の内容を読み、その内容を支持し、当該証言内容を確認するために、下欄に署名する。

被取り調べ人

J [REDACTED]

本取調報告書は、宣誓に基づいて真実に作成され、上記日付にジャカルタにおいて署名され終了した。

捜査官

A [REDACTED]

添付資料 1 8

起訴状

訴訟番号

被告：

氏名 : H
出生地 : Kisaran
年齢 / 生年月日 : 44 才 / 1995 年 3 月 31 日
性別 : 男性
国籍 : インドネシア
住所 :
宗教 : 仏教
職業 : 自営業
学歴 : 高校卒
訴え :

第 1：

被告 H は、日付けは明確ではないが 1996 年 9 月から 1998 年 12 月まで、又は少なくとも 1996 年から 1998 年までの間、
又は少なくともブカシ地方裁判所が本訴の審理、裁判を担当するその管轄地域において、他人すなわち PT.C が法務省著作権特許商標総局において 1997 年 10 月 10 日に第 398227 号として、製造及び / 又は販売する同じ商品に対して登録した商標 Indosari を故意に無断で使用した。被告の行為は次の通りである：

1992 年から 1996 年まで被告 H はテムラワック飲料製造会社 PT.C の営業部門にてディストリビュータのエージェントとして勤務していた。1996 年被告は PT.C を退職し、被告は自分自身のテムラワック飲料会社 PT.I を設立した。その組織は自身が取締役で、製造部門に P 及び A を配し、住所は
である。テムラワック飲料を製造するために用意する材料とは、テムラワックの根、砂糖、ぶどう糖であり、製造に使用される装置は、粉碎機、混合機、グラノ（製粉機）、オープン及び包装機である。

アルミニウムフォイルを使用した包装は、PT.S に注文され、箱とステッカーは PT.A に注文された。注文された包装箱とステッカーは、65 という記載又は商標に図

柄と形状があり、その箱に記載されたものは、すでに市場に出回っている PT.C [REDACTED] [REDACTED] の製品と図柄や形状が全体的に同じである。そのテムラワック飲料の製造方法は、まずテムラワックの根を粉碎し、絞ってろ過し、ぶどう糖、砂糖を加えて沸騰するまで煮て、沸騰したら冷めるまでそのまま置く。冷めた後、グラノ機 / 製粉機で製粉し、その後オープンに入れるかコンロの上で乾燥するまで加熱し、最後に出来上がったテムラワック飲料を包装機でアルミニウムフイルに包装し、販売できる状態にする。

被告 H [REDACTED] の行為は、1997 年法律第 14 号第 81 条に規定する犯罪行為である。

又は：

第 2：

被告 H [REDACTED] は、第 1 の訴えと同じ時期同じ場所で、他人すなわち PT.C [REDACTED] [REDACTED] が法務省著作権特許商標総局において 1997 年 10 月 10 日に第 398227 号として、製造及び / 又は販売する同じ商品に対して登録した商標 Indosari と要部が同一である商標を故意に無断で使用した。被告の行為は第 2 の訴えの説明にすでに述べた。

被告 H [REDACTED] の行為は、1997 年法律第 14 号第 81 条に規定する犯罪行為である。

又は：

第 3：

被告 H [REDACTED] は、第 1 の訴えと同じ時期同じ場所で、自身又は他人の商売又は事業を起こしたり、その収益を向上するために、多数又は特定の個人を騙して詐欺行為をはたらき、その行為によって、自身の競争相手又はその他の者に被害を与えた。

被告の行為は次の通りである：

1996 年頃から 1999 年 2 月にかけて、被告は [REDACTED] に所在する PT.I [REDACTED] の社長として、テムラワック粉末飲料を製造販売し、ジャカルタ、メダン、スラバヤ、ポンティアナックで市場に出した。この被告の製造した飲料は、証人 J [REDACTED] が所有する PT.C [REDACTED] の製品であって 1993 年から販売されている商標 Indosari のテムラワック粉末飲料と類似しており、そのことによって証人 J [REDACTED] は道徳的、物質的に被害を受け、国家警察に対して被告を更に調査するように報告した。

被告 H [REDACTED] の行為は、刑法号第 382 条の 2 に規定する犯罪行為である。

公訴判事

求刑書

訴訟番号

ブカシ検察局公訴判事は下記被告の裁判審理結果に鑑み：

氏名 : H [REDACTED]
出生地 : Kisaran
年齢 / 生年月日 : 44 才 / 1995 年 3 月 31 日
性別 : 男性
国籍 : インドネシア
住所 : [REDACTED]
宗教 : 仏教
職業 : 自営業
学歴 : 高校卒

本検事が公訴するところの被告に対する訴えに係る 1999 年 5 月 4 日付ブカシ地方裁判所認定書 [REDACTED] 及び通常審理課程報告書 1999 年 5 月 7 日 [REDACTED] 並びに、

本裁判の継続的審理において示された事実であって、以下の証人、被告、表明者及び証拠品に基づいて：

証人の証言：

5 . J [REDACTED] 宣誓のもと行った証言の要点は以下の通り：

証人は被告を知っている。何故なら被告はかつて証人の会社 PT.C [REDACTED] に、営業担当として勤務していたからである。証人が経営する会社の製品はテムラワック飲料であり、1993 年からインドネシア全国で Indosari Botani という商標で販売されているのは事実である。

1995 年以降被告は証人の会社を退職し、自ら会社を起し、証人の会社のテムラワック飲料と同じ商標と図柄を用いたテムラワック飲料を販売しはじめたのは事実である。

被告の行為によって証人が精神的、物質的に損害を被ったのは事実である。

本裁判において、証人はすでに被告の陳謝を受け入れており、被告に対してこれ以上の請求をしないことを表明していることから、被告の刑が軽いものであっても控訴することはない。

2 . P [REDACTED] 宣誓のもと行った証言の要点は以下の通り：

証人は被告 H [REDACTED] の経営する PT.I [REDACTED] の社員であって、1996 年から現在まで同社で勤務していることは事実である。

証人は同社でテムラワック飲料の製造部門で働いていることは事実である。

同社で製造するテムラワック飲料は、J [REDACTED] の経営する会社の製造によるテムラ

ワック飲料ですでに市場に流通しているものと同じ包装がされている。

被告の証言：

H [REDACTED] 宣誓のもと行った証言の要点は以下の通り：

被告は [REDACTED] に所在し、従業員 4 人を擁する PT.I [REDACTED] の経営者であるのは事実である。

被告はすでに Indosari Botani という商標と図柄を付し、アルミニウムフォイルからなる袋に入ったテムラワック飲料を製造したのは事実である。

被告はかつて証人 J [REDACTED] が所有し、被告が製造するテムラワックの容器と同一の商標及び図柄のテムラワック飲料を製造する PT.C [REDACTED] の営業部門に勤務していたのは事実である。

被告の製品によって、証人 J [REDACTED] は被害を受け、国家警察に通報したが、その後証人は被告と円満に示談が成立し、被告の謝罪を受入れ、通報を取消し、そのことによって、証人は被告がどんなに軽い刑しか受けなくとも上訴しないことは事実である。

証拠品：

裁判所に提出された証拠品は以下の通りである：

- ・ Indosari botani 及び容器図柄の商標登録証写し
- ・ Indosari 及び容器図柄商標のテムラワック飲料真正品 1 箱
- ・ 模造品と疑われる Indosari 及び容器図柄商標のテムラワック飲料 1 箱その他

裁判に提出された証拠品は合法的に押収されたものであるので、証拠の補強に使用される。

裁判長はこれらの証拠品を被告及び各証人に見せ、各人これらを確認した。

検討：

証人の証言、被告の証言及び裁判に提出されひとつひとつ照合された証拠品に基づいて、被告は選択的に作成した訴状に記載された第 3 の訴えに係る行為を行ったとことは事実であると認められる。

裁判で明らかにされた事実に基づき、第 3 の訴えすなわち刑法 382 条の 2 に関する犯罪行為が証明されたとの結論に達する。その犯罪行為の各要素は以下の通りである：

何人も

本訴訟においては、被告 H [REDACTED] である。

よって「何人も」の要素はすでに満たされた。

本訴訟において、被告の行為により、証人 J ■■■■ は道徳的、物質的に被害を受けた。
よってこの要素もすでに満たされた。

上記説明により、公訴検事は、本訴訟において第 3 の訴えにかかる事項はすでに法に基づき、
公訴状に記載の通り十分に証明された。

公訴判事は求刑にあたって、次の事項を考慮した：

増刑事項：

- ・他人に被害を与えたこと

減刑事項：

- ・被告は初犯であること
- ・通報した証人から、被告との間ですでに示談が成立し、証人はいかなる請求もせず、被告が
軽い刑に処せられても上訴しないことは明らかにされていること。

以上により、公訴判事は本訴訟において関連する法律を考慮し以下のように求刑する：

求刑：

本裁判を審理するブカシ地方裁判所に次の判決を下すように求める：

- 1．被告 HENDAR MULYA は刑法 382 条の 2 に規定される詐欺という犯罪行為を行った。
- 2．被告 HENDAR MULYA に懲役 4 ヶ月、執行猶予 8 ヶ月の刑を下す。
- 3．証拠品は、商標登録証及び飲料の見本である。
- 4．裁判費用 Rp1000 は被告が負担する。

本求刑書は本日 1999 年 5 月 14 日に法廷で読み上げる。

1999 年 5 月 14 日ブカシにて
公訴判事

添付資料 2 0

中央ジャカルタ商務裁判所に提訴された知的財産関連裁判一覧表

訴訟番号	訴訟の種類	原告	原告 国籍	被告	被告 国籍	提訴日	確定判決	裁判所
01/Merek/2001	商標登録取消	PT. Lautan Luas Tbk	尼	Mr. Utaya Yososudarmo	尼	2001/11/21	原告勝訴	最高裁
02/Merek/2001	商標登録取消	PT. Davinci Collection	尼	Mr. Robin Wibowo	尼	2001/11/23	原告敗訴	商務裁
03/Merek/2001	拒絶査定不服	Sinko Kogyo Kabushiki Kaisha	日	商標局	尼	2001/11/28	原告勝訴	再審
04/Merek/2001	拒絶査定不服	Ferrary S.P.A.	伊	PT. Citra Asih Aromindo、商 標局	尼	2001/11/29	原告勝訴	最高裁
05/Merek/2001	商標登録取消	Brother Industries, Ltd.	日	PT. Multijaya Girimas	尼	2001/12/4	原告敗訴	商務裁
06/Merek/2001	商標登録取消	Audemars Piguet holding	CH	PT. Adi Perkasa Buana、商標 局	尼	2001/12/15	原告勝訴	商務裁
07/Merek/2001	商標登録取消	Berger International Ltd.	新	Berger-Seidle GmbH.	独	2001/12/11	原告勝訴	再審
08/Merek/2001	商標登録取消	Laboratoire Cosmetique De Lecouse	仏	PT. Universe Lion	尼	2001/12/12	原告敗訴	最高裁
09/Merek 2001	商標登録取消	Morgan S. A.	仏	Fong Sui Pao、商標局	尼	2001/12/12	原告勝訴	商務裁
10/Merek/2001	(取下)	PT. Insan Makmur Sejati	尼	Jogi Hendra Atmajaya	尼	2001/12/31	訴訟取下	商務裁
11/Merek/2001	商標登録取消	Santa Barbara Polo & Racquet Club	米	PT. Primajaya Pantès Garment、商標局	尼	2001/12/31	原告勝訴	最高裁
01/Merek/2002	商標登録取消	PT. Langgeng Pramudita	尼	PT. Super Sealindo Kencana、 商標局	尼	2002/1/23	原告敗訴	最高裁
02/Merek/2002	商標登録取消	Efendy	尼	Swardjono	尼	2002/1/29	原告敗訴	再審

03/Merek/2002	商標登錄取消	Efendy	尼	Suardjono	尼	2002/2/4	原告敗訴	再審
04/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Primajaya Pantas Garmen	尼	Mohindar H.B	尼	2002/2/11	原告勝訴	最高裁
05/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Catur Wangsa Indah	尼	Iming Sidarta、商標局	尼	2002/2/20	原告敗訴	商務裁
06/Merek/2002	商標登錄取消	Cespa SRL	伊	Piong San Po、商標局	尼	2002/2/25	原告敗訴	商務裁
07/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Kumalajaya Internusa	尼	Siswandi、商標局	尼	2002/2/28	原告敗訴	再審
08/Merek/2002	商標登錄取消	Ign. Herry Susanto	尼	Dr. Yusuf Dinata	尼	2002/2/28	原告敗訴	最高裁
09/Merek/2002	商標登錄取消	Sugiono	尼	Hermanto Kargito、商標局	尼	2002/3/4	訴訟取下	商務裁
10/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Merdeka Jaya Sentosa	尼	PT. Gumas Agung、商標局	尼	2002/3/14	原告勝訴	商務裁
11/Merek/2002	商標登錄取消	Ade Willyanto	尼	Bambang Wijaya、商標局	尼	2002/3/19	原告敗訴	商務裁
12/Merek/2002	不使用商標取消	NV. STTC	尼	商標局	尼	2002/3/25	原告敗訴	最高裁
13/Merek/2002	商標登錄取消	Hachette Filipacchi Magazine Inc.	米	ACP Mastheads PTY LTD、商標局	豪	2002/3/26	原告勝訴	商務裁
14/Merek/2002	商標登錄取消	Brother Industries Ltd.	日	Multijaya Girimas	尼	2002/4/1	原告勝訴	商務裁
15/Paten/2002	特許審決取消	Takeda Chemical industries	日	特許局	尼	2002/4/5	原告敗訴	最高裁
16/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Kalbe Farma Tbk	尼	Unilever NV	米	2002/4/9	訴訟取下	商務裁
17/Merek/2002	商標登錄取消	Kose Corporation	日	PT. Fortune Indonesia Adv. Co.、商標局	尼	2002/4/15	原告部分勝訴	商務裁
18/Merek/2002	商標登錄取消	A Testoni SPA	伊	Tjhia Ping Tju、商標局	尼	2002/4/17	原告勝訴	商務裁
19/Merek/2002	商標登錄取消	Maple Leaf Foods inc.、 Les Aliments Maple Leaf Inc.	加	Ny. Tinne Ratulangi、商標局	尼	2002/4/25	原告勝訴	最高裁
20/Merek/2002	商標登錄取消	Augusta Nationa Inc.	米	Arifin、商標局	尼	2002/5/2	原告勝訴	最高裁
21/Merek/2002	商標登錄取消	Efendy	尼	Soewarjo	尼	2002/5/7	原告勝訴	最高裁
22/Merek/2002	商標登錄取消	Haarkosmetik Und Parfumerian gmbh	独	Ninna Ricci	仏	2002/5/15	訴訟取下	商務裁

23/Merek/2002	商標登錄取消	Drs. Harry Sanusi	尼	PT. Jakarana Tama, 商標局	尼	2002/5/29	原告勝訴	再審
24/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Mitra Sitta Falah	尼	CV. Darma Bunda, Sutan Darmawan, Drs. Jonner. S, Afriadi Darmawan	尼	2002/5/29	訴訟取下	商務裁
25/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Tiga Pilar Sejahtera	尼	CV. Makmur Stationeries & Co., 商標局	尼	2002/5/29	原告勝訴	商務裁
26/Merek/2002	商標登錄取消	Shyam Rupchand, Munli D. Tolani	尼	Yayasan Mahatma Gandhi, 商標局	尼	2002/5/31	原告敗訴	再審
27/Merek/2002	商標登錄取消	World Wide Brands Inc.	米	Ramli, 商標局	尼	2002/5/31	原告勝訴	商務裁
28/Merek/2002	商標登錄取消	Wendy's international	米	Candra Saputra, Indra Kusuma Atmaja, Yusik Arianto, Iwan Suprobo	尼	2002/6/12	原告勝訴	商務裁
29/Merek/2002	商標登錄取消	Unilever NV	蘭	PT. Champina Ice Cream, 商標局	尼	2002/6/14	原告勝訴	最高裁
30/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Ika Pharmindo Putramas	尼	Lipha, 商標局	尼	2002/6/20	原告敗訴	最高裁
31/Merek/2002	商標登錄取消	Zino davidoff S. A.	CH	Henry Tando. SH, 商標局	尼	2002/6/21	原告勝訴	商務裁
32/Merek/2002	不使用商標取消	Ign. Herry Susanto	尼	Drs. Yusuf Dinata, 商標局	尼	2002/6/10	原告勝訴	最高裁
33/Merek/2002	商標登錄取消	Merck Kga. A	豪	Edy Gunawan	尼	2002/7/16	原告敗訴	商務裁
34/Merek/2002	商標登錄取消	Comby Corporation	日	Iwan Wahyu	尼	2002/7/26	原告勝訴	最高裁
35/Merek/2002	商標登錄取消	Cespa SRL	伊	Piong San Po, Trademaerk Directorate	尼	2002/7/29	原告勝訴	再審
36/Merek/2002	商標登錄取消	Soka Hutomo SH.	尼	PT. Central Sakti Medikal, 商標局	尼	2002/8/12	原告勝訴	商務裁
37/Merek/2002	商標登錄取消	Nashua Corporation	米	Hindra Surya Joe	尼	2002/8/20	原告勝訴	商務裁
38/Merek/2002	商標登錄取消	GA Modefine SA.	CH	Suandi Sutanto, 商標局	尼	2002/8/21	原告敗訴	最高裁

39/Merek/2002	商標登錄取消	Pepsi Co. Inc.	米	Yogi Pramono	尼	2002/8/29	原告勝訴	商務裁
40/HKI-Desain Industri/2002	商標登錄取消	PT. Jumbo Power International	尼	Liu Eddy Sucipto, 商標局	尼	2002/9/3	原告敗訴	最高裁
41/Merek/2002	商標登錄取消	Distillerdeerij En Likeurstokerij Herman Jansen BV	蘭	PT. Central Sari Medical, 商標局	尼	2002/9/3	原告勝訴	商務裁
42/Merek/2002	商標登錄取消	Shanghai Xinxing Lock Factory	中	Peng Kee Company	新	2002/9/19	原告勝訴	最高裁
43/Merek/2002	商標登錄取消	Alfred Dunhil Limited	英	Mulyati Kusnadi Cs.	尼	2002/9/19	原告勝訴	最高裁
44/Merek/2002	商標登錄取消	Vanson Electronics Ltd.	香	Liem Giok Mui	尼	2002/9/23	原告勝訴	最高裁
45/Merek/2002	商標登錄取消	Mars Incorporated Cs.	米	Henny Tasman, 商標局	尼	2002/9/24	原告敗訴	商務裁
46/Merek/2002	商標登錄取消	Ford Motor Company	米	PT. Federal Cycle Mustika, 商標局	尼	2002/9/25	原告勝訴	商務裁
47/Merek/2002	商標登錄取消	Switz International PTE. LTD	新	Centranusa Insan Cemerlang, 商標局	尼	2002/9/30	訴訟取下	商務裁
48/Merek/2002	商標登錄取消	Reid Tailor & International Ltd.	BS	Gobin Pursoomal, 商標局	尼	2002/10/9	原告敗訴	最高裁
49/Merek/2002	商標登錄取消	Yayasan Trisakti	尼	Ir. Asri N. I. Adjidarmo Ms Cs	尼	2002/10/10	原告敗訴	商務裁
50/Merek/2002	商標登錄取消	American Tool Companies	米	Sunandi Linanda	尼	2002/10/17	原告勝訴	最高裁
51/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Boga Mulia Nagadi	尼	PT. Milenium Pharmacon Int'l Tbk	尼	2002/10/24	原告勝訴	商務裁
52/Merek/2002	商標登錄取消	Aki habara electric Co. Pte	香	Njiauw Nie Tjzie	尼	2002/10/28	原告勝訴	最高裁
53/Merek/2002	商標登錄取消	Davidof & Cie SA	CH	NV. Sumatra Tobacco Trading Company, 商標局	尼	2002/10/31	原告勝訴	最高裁
54/Merek/2002	不使用商標取消	Reemtsma Cigarettenfabriken Gmbh	DK	NV. Sumatra Tobacco Trading Company, 商標局	尼	2002/10/31	原告勝訴	再審

55/Merek/2002	商標登錄取消	Mak Kwee Chung	尼	Halim Sutjipti Liem	尼	2002/10/31	訴訟取下	商務裁
56/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Aqua Golden Tbk	尼	Nasution aries S.B., 商標局	尼	2002/11/5	原告勝訴	最高裁
57/Merek/2002	商標登錄取消	Universitas Trisakti	尼	Yayasan Trisakti, 商標局	尼	2002/11/6	原告敗訴	商務裁
58/Merek/2002	商標登錄取消	Jockey International	米	Juhar Rimba	尼	2002/11/7	原告勝訴	商務裁
59/Merek/2002	商標登錄取消	Metal Manufacture Limited	中?	Edianto Ong, Trademark Directirate	尼	2002/11/12	原告勝訴	商務裁
60/Merek/2002	商標登錄取消	Kokomto Inggratupoli bdn., Multi warna Rasa	尼	Utama Wijaya	尼	2002/11/13	原告敗訴	商務裁
61/Desain industri/2002	商標登錄取消	Tuan Sukianto	尼	PT. Ulttrindo Bintang Tamnindo	尼	2002/11/15	訴訟取下	商務裁
62/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Aqua Golden Tbk	尼	Margowati, 商標局	尼	2002/11/19	原告勝訴	商務裁
63/Merek/2002	商標登錄取消	PT. Aqua Golden Tbk	尼	HM. Mansur Syaerozi, Trademark Direktorat	尼	2002/11/19	原告敗訴	商務裁
01/Merek/2003	商標登錄取消	Blount Inc.	米	PT. Lestarindo Ampuh Perkasa	尼	2003/1/8	原告勝訴	商務裁
02/Merek/2003	不使用商標取消	PT. Topindo Atlas Dunia	尼	PT. Lumasindo Perkasa & DGIPR	尼	2003/1/8	原告勝訴	再審
04/Merek/2003	商標登錄取消	Halim Pangestu Phang alias Phang Tjong Liem	尼	Liong Wang Tjong & DGIPR	尼	2003/1/29	原告敗訴	再審
05/Paten/2003	(取下)	PT. Strawland	尼	PT. Seoilindo Primatama & DGIPR	尼	-	訴訟取下	最高裁
06/Merek/2003	商標登錄取消	Fujian Donghail Ltd.	中	Arifin Kusni & DGIPR	尼	2003/2/3	原告敗訴	最高裁
07/Merek/2003	商標登錄取消	Frazer and Neave, Limited	新	Lie Liana Ratna Sari & DGIPR	尼, 尼	2003/2/3	原告勝訴	商務裁
08/Merek/2003	商標登錄取消	Kokomto Inggratupoli, b.d.n Multi Warna Rasa	尼	Utami Wijaya	尼	2003/2/4	原告勝訴	最高裁

09/Merek/2003	商標登錄取消	Walton international Limited	KY	Tju Thiam Khun	尼	2003/2/17	原告勝訴	最高裁
10/Merek/2003	商標登錄取消	Renaissance Hotel Holdings, Inc.	米	PT Ramada Cindera International	尼	2003/2/17	原告勝訴	商務裁
11/Merek/2003	不使用商標取消	Liong Wang Tjong	尼	Phang Tjong Liem & DGIPR	尼	2003/2/17	原告敗訴	最高裁
12/Merek/2003	拒絕審決取消	Supermax International Private Limited	印	DGIPR	尼	2003/2/21	原告敗訴	商務裁
13/Merek/2003	商標登錄取消	PT Wings Surya	尼	Yanti Tjandra	尼	2003/2/27	原告勝訴	商務裁
14/Merek/2003	商標登錄取消	Spy Optic, Inc.	米	Jorge Guillemo Barrios Garavito & DGIPR	PE, 尼	2003/3/5	原告勝訴	商務裁
15/Merek/2003	商標登錄取消	Soeharso	尼	Purwanto Daniel Salim & DGIPR	尼	2003/3/6	原告勝訴	再審
16/Merek/2003	不使用商標取消	Abdul Alex Soelystio	尼	S.C. Johnson Home Storage, Inc.	米	2003/3/6	原告敗訴	最高裁
17/Merek/2003	商標登錄取消	Gianni Versace S.p.A.	伊	PT Prima Perahu Agung	尼	2003/3/11	原告勝訴	商務裁
18/Merek/2003	商標登錄取消	Jiangsu Jiangdong Group Corp.	中	Taruno Sembodo & DGIPR	尼	2003/3/13	原告敗訴	商務裁
19/Merek/2003	商標登錄取消	Senshido, Co., Ltd.	台	PT Senshido Indonesia Pratama	尼	2003/3/24	原告勝訴	最高裁
20/Merek/2003	損害賠償請求	Yayasan Trisakti	尼	Prof. Dr. Thoby Mutis, Ir. Hendro Yassin Msc. Ph.D., Ir. Asri N.I. Adjidarmo, M.S.	尼	2003/4/1	原告敗訴	最高裁
21/Merek/2003	商標登錄取消	GA Modefine S.A	中	Kiky Thondy Kartawidjaja & DGIPR	尼	2003/4/9	原告勝訴	商務裁
23/Merek/2003	商標登錄取消	Lim Fran Limanto	尼	Soe Ie & DGIPR	尼	-	訴訟取下	商務裁
24/Merek/2003	商標登錄取消	PT Diamon Cold Storage	尼	Teddy Winata & DGIPR	尼	2003/4/15	原告勝訴	最高裁

25/Merek/2003	商標登錄取消	Klinger AG	CH	PT Aresda Purnama Loka, DGIPR	尼	2003/4/15	原告敗訴	商務裁
26/Merek/2003	商標登錄取消	Gianni Versace S.p.A.	伊	Sutedjo	尼	2003/4/17	原告勝訴	商務裁
27/Merek/2003	商標登錄取消	Sunsweet Growers Inc.	米	NG. Sing Cheong	尼	2003/4/22	原告勝訴	最高裁
29/Merek/2003	損害賠償請求	PT Aqua Golden Mississippi Tbk.	尼	Tuan Tau Gwan Harjanto	尼	2003/4/28	原告部分勝訴	最高裁
30/Merek/2003	損害賠償請求	PT Aqua Golden Mississippi Tbk.	尼	Tuan Harry Ie Khong	尼	2003/4/28	原告部分勝訴	最高裁
31/Desain Industri/2003	意匠登錄取消	CV Gemilang	尼	PT Cahaya Buana Intitama	尼	2003/4/28	原告敗訴	商務裁
32/Merek/2003	不使用商標取消	PT Sinar Antjol	尼	Suryadi Rusli	尼	2003/5/5	原告勝訴	最高裁
33/Merek/2003	商標登錄取消	Salvatore Ferragamo Italia S.p.A.	伊	Edy Saputra Pelawi, SH. & DGIPR)	尼	2003/5/8	原告勝訴	商務裁
34/Merek/2003	商標登錄取消	Pioneer Kabushiki Kaisha	日	Century Batteries Indonesia Ltd. & DGIPR	尼	2003/5/12	原告勝訴	最高裁
35/Merek/2003	商標登錄取消	Susanto Salim	尼	PT Cahayabuana Intitama & DGIPR	尼	2003/3/13	原告敗訴	最高裁
36/Merek/2003	商標登錄取消	Canon Kabushiki Kaisha	日	Sapto Handoyo, b.d.n. Artha Photo & DGIPR	尼	2003/5/13	原告勝訴	最高裁
37/Paten/2003	損害賠償請求	PT Tata Logam Lestari	尼	PT Sugi Langgeng Gentalindo	尼	-	原告勝訴	再審
38/Merek/2003	商標登錄取消	The Hearst Corporation	米	Sugiarto Tantra & DGIPR	尼	2003/5/21	原告勝訴	商務裁
39/Merek/2003	商標登錄取消	Boncafe Inernational Pte Ltd.	新	Budi Harianto	尼	2003/5/21	原告勝訴	商務裁
40/Merek/2003	商標登錄取消	Bayer Aktiengesellschaft	独	PT Citradeli Kreasitama & DGIPR	尼	2003/5/22	原告勝訴	商務裁
41/Merek/2003	商標登錄取消	Boncafe International Pte Ltd.	新	Evelina Natadihardja	尼	2003/5/22	原告勝訴	最高裁
42/Merek/2003	商標登錄取消	Drs. Harry Sanusi	尼	PT Jakarana Tama	尼	2003/5/22	原告敗訴	再審

43/Merek/2003	商標登錄取消	Virgin Enterprise Limited	英	PT Gracia Suksestama & DGIPR	尼	2003/5/26	原告勝訴	商務裁
44/Merek/2003	商標登錄取消	DC Comics Inc.	米	Sunardo Sivz & DGIPR	尼	-	原告勝訴	商務裁
45/Merek/2003	商標登錄取消	Hans Schwarzkopf GmbH & Co KG	独	PT Healtindo Intipersada & DGIPR	尼	2003/6/3	原告勝訴	商務裁
46/Merek/2003	商標登錄取消	Noxell Corporation	米	Djohan Taslim & DGIPR	尼	2003/6/9	原告敗訴	商務裁
47/Merek/2003	商標登錄取消	Gianni Versace S.p.A.	伊	Iwan Basari	尼	2003/6/18	原告勝訴	商務裁
48/Merek/2003	商標登錄取消	PT Wings Surya	尼	Hony Suningrat	尼	2003/6/20	原告勝訴	商務裁
50/Merek/2003	商標登錄取消	Daimler Chrrysler Corporation	米	Aliyang Hendra K & DGIPR	尼	-	訴訟取下	商務裁
51/Merek/2003	商標登錄取消	Gianni Versace S.p.A.	伊	PT Sunson Textile Manufacturer	尼	2003/6/25	原告勝訴	商務裁
52/Paten/2003	特許登錄取消	PT Karuna, PT Tanaprima Hastapersada, PT Forindoprima Perkasa, PT Murni Mapan Makmur, PT Murni Mapan Mandiri, PT Duta Prima Plasindo, PT Mitra Murni Makmur, PT Edeli Jaya Perkasa, PT Politama Pakindo, PT Poliplas Indah Sejahtera	尼	PT Boma Internusa & DGIPR	尼	-	原告敗訴	最高裁
53/Merek/2003	損害賠償請求	Yusrianto	尼	H. Achmad Syah Rizalidy	尼	2003/6/27	原告敗訴	最高裁
54/Merek/2003	商標登錄取消	Nokia Corporation	FI	Ho Benny Saputra & DGIPR	尼	2003/7/3	原告勝訴	最高裁
55/Merek/2003	商標登錄取消	Lanificio Ermenegildo Zegna & Figli S.p.A., Consitex S.A.	伊、中	Gobind Jivatram	尼	2003/7/7	原告勝訴	商務裁
56/Merek/2003	商標登錄取消	Samson Aktiengesell Schaft	独	Hendradjaja & DGIPR	尼	2003/7/18	原告勝訴	商務裁
57/Merek/2003	商標登錄取消	PT Mustika Ratu Tbk.	尼	Tn Arif Prayudi & DGIPR	尼	2003/7/28	原告勝訴	商務裁
58/Merek/2003	不使用商標取消	PT Berca Sportindo	尼	Syahril & DGIPR	尼	2003/8/4	原告敗訴	最高裁
59/Merek/2003	商標登錄取消	Fox Racing Inc.	米	Yendi Futanto & DGIPR	尼	2003/8/6	原告勝訴	商務裁

60/Merek/2003	商標登錄取消	Royal Canin S.A.	仏	PT Tanindo Subur Utama	尼	2003/8/11	原告勝訴	最高裁
61/Merek/2003	商標登錄取消	Sanford SmbH	独	Adhi Sunata	尼	-	訴訟取下	商務裁
62/Merek/2003	商標登錄取消	Kabushiki kaisha Toshiba, b.d.n Toshiba Corporation	日	Chua Jacob Soeteja & DGIPR	尼	2003/8/19	原告勝訴	商務裁
63/Merek/2003	不使用商標取消	PT Epiderma Indonesia Indah	尼	Srilinearti Sasmito	尼	2003/8/21	原告勝訴	最高裁
64/Merek/2003	商標登錄取消	Malaysia Diary Industries Pte Ltd.	新	Haryanto Kusuma Halim	尼	2003/8/21	原告勝訴	商務裁
66/Merek/2003	商標登錄取消	Daichi Pharmaceutical Co. Ltd.	日	PT LAPI & DGIPR	尼	2003/8/29	原告敗訴	最高裁
67/Merek/2003	商標登錄取消	Strellson AG	中	PT Wirako Aspas Ditek & DGIPR	尼	2003/8/29	原告勝訴	商務裁
68/Merek/2003	商標登錄取消	Benetton Group S.P.A.	伊	N.V Sumatra Tobacco Trading Company	尼	2003/8/29	原告勝訴	最高裁
69/Merek/2003	商標登錄取消	K-Link Sendirian Berhad	MY	PT Royal Body Care Indonesia & DGIPR	尼	2003/9/2	原告敗訴	商務裁
70/Merek/2003	商標登錄取消	Zhangzhou Pientzhuang Pharmaceutical Co. Ltd.	中	Dhalim Soekodanu & DGIPR	尼	2003/9/4	原告勝訴	最高裁
71/Merek/2003	商標登錄取消	Kabushiki Kaisha Audio-Technica (Audio-Technica Corp)	日	Djunarjo Liman b.d.n. Duria International & DGIPR	尼	2003/9/8	原告勝訴	商務裁
72/Merek/2003	商標登錄取消	Lie Tjen Tek	尼	Me Rie	尼	2003/9/23	原告敗訴	商務裁
73/Merek/2003	拒絕審決取消	PT Erela	尼	DGIPR	尼	2003/9/23	原告勝訴	商務裁
74/Hak Cipta/2003	著作權登錄取消	Yayasan Trisakti	尼	Universitas Trisakti & DGIPR	尼	2003/10/6	原告敗訴	最高裁
75/Merek/2003	商標登錄取消	PT Bogamulia Nagadi	尼	Kamil Setiadi	尼	2003/10/9	-	商務裁
76/Merek/2003	商標登錄取消	Fox Racing Inc.	米	Yendi Futanto & DGIPR	尼	2003/10/9	原告勝訴	商務裁
77/Merek/2003	商標登錄取消	Gianni Versace S.p.A.	伊	Sutardjo Jono	尼	2003/10/10	原告勝訴	商務裁
78/Merek/2003	商標登錄取消	Gianni Versace S.p.A.	伊	Yulianus Mustafa	尼	2003/10/14	原告勝訴	商務裁

79/Merek/2003	損害賠償請求	Srilinarti Sasmito	尼	PT Epiderma Indonesia Indah & DGIPR & BPOM	尼	2003/10/16	原告敗訴	最高裁
80/Merek/2003	拒絕審決取消	Ny. Kartika	尼	Senshido Co. Ltd. & DGIPR	台	2003/10/22	原告敗訴	商務裁
81/Hak Cipta/2003	損害賠償請求	PT. Ardy Insani Int'l	尼	PT Avidex Centra Enterprice, PT International Chemical Industry & Apple Tree Films Pte. Ltd.	尼, 新	2003/10/24	原告敗訴	最高裁
82/Merek/2003	損害賠償請求	PT Sinar Agung Makmur Sentausa	尼	PT Sari Agung, PT Jaya Mitra, PT Citra Rasa Utama	尼	2003/11/19	原告敗訴	商務裁
83/Merek/2003	損害賠償請求	PT Marizarasa Sarimurni	尼	H.R. Muksin	尼	2003/11/20	原告部分勝訴	最高裁
84/Merek/2003	商標登錄取消	PT Tangguh Sakti Pondasi Megah	尼	Edy Suryadi Patty	尼	2003/12/29	原告勝訴	商務裁
01/Merek/2004	商標登錄取消	Gianni Versace, S.P.A.	伊	Sutedjo	尼	2004/1/8	原告勝訴	最高裁
02/Desain Industri/2004	意匠登錄取消	Precision Tooling S.P.A	伊	Andreas Stihl AG & Co.KG	独	2004/1/9	原告敗訴	最高裁
03/Merek/2004	商標登錄取消	Ny. Lis Linawati	尼	PT Cipta Pribadi Istana	尼	2004/2/3	原告敗訴	最高裁
04/Hak Cipta/2004	損害賠償請求	Kasim Tarigan	尼	Directorate General of Customs & Excise	尼	2003/2/4	原告敗訴	商務裁
05/Hak Cipta/2004	損害賠償請求	Dr. Ir. Jurizal Julian Luthan	尼	PT. Menara Megah & PT. Pertamina	尼, 尼	2004/3/1	原告部分勝訴	最高裁
06/Merek/2004	商標登錄取消	Aerosoles International Inc.	米	PT Matahari Putra Prima	尼	2004/3/1	原告勝訴	商務裁
07/Desain Industri/2004	意匠登錄取消	PT. Margahayu Jaya Indah Plastik	尼	Soka Atmajaya & DGIPR	尼	2004/3/8	原告勝訴	最高裁
08/Merek/2004	商標登錄取消	Delaware Capital Formation Inc.	米	Khe Susanto	尼	2004/3/16	原告勝訴	最高裁

10/Merek/2004	商標登錄取消	Compagnie Geberake Des Etab Lissements Michelin-Michelin & Cie	仏	Edwin Yasin	尼	-	(訴訟取下)	商務裁
11/Merek/2004	商標登錄取消	Drs Harry Sanusi	尼	Frazer And Neave Limited	新	2004/3/31	原告敗訴	商務裁
12/Merek/2004	商標登錄取消	Irwan Chandra	尼	CV Tongkat Unggul & DGIPR	尼	2004/4/1	原告勝訴	最高裁
13/Merek/2004	商標登錄取消	Sanyo Electric Co., Ltd.	日	Kenny Purwono & DGIPR	尼	2004/4/2	原告勝訴	商務裁
14/Merek/2004	商標登錄取消	Watson Enterprises Limited	VG	PT Senshido Beautyana Semesta & DGIPR	尼	2004/4/13	原告勝訴	商務裁
15/Merek/2004	商標登錄取消	Hallmark Cards Plc.	英	Hendrawan & DGIPR	尼	2004/4/13	原告敗訴	最高裁
16/Merek/2004	商標登錄取消	Sunkist Growers, Inc.	米	Soefianto Leonard	尼	2004/4/14	原告勝訴	商務裁
17/Merek/2004	商標登錄取消	Jiangsu Jiangdong Group Corp.	中	Tuan Musdjaja Trihadi	尼	2004/4/14	原告勝訴	再審
18/Merek/2004	商標登錄取消	Soeharso (ID)	尼	Albert Salim & DGIPR	尼	-	原告敗訴	最高裁
19/Merek/2004	損害賠償請求	PT Goodyear Tire & Rubber Company	米	PT Banteng Pratama Rubber	尼	2004/4/19	原告敗訴	商務裁
20/Merek/2004	商標登錄取消	PT Restu Ibu Citra Husada	尼	Yayasan Restu Ibu & DGIPR	尼	2004/4/28	原告敗訴	最高裁
22/Merek/2004	商標登錄取消	Exxon Mobil Corporation	米	PT Karisma Gemilang Wahana & DGIPR	尼	2004/4/30	原告勝訴	最高裁
23/Merek/2004	不使用商標取消	PT Segara Husada Mandiri	尼	PT Gresik Sarana Tirta & Dirjen DGIPR	尼	2004/4/30	原告敗訴	商務裁
24/Merek/2004	商標登錄取消	Andris	尼	Agus Yadi Kiung	尼	2004/5/6	原告勝訴	最高裁
25/Merek/2004	商標登錄取消	French Connection Limited	英	Sunil Tarachan Mirchandani & DGIPR	尼	2004/5/26	原告勝訴	商務裁
26/Merek/2004	商標登錄取消	French Connection Limited	英	D.B.Mirchandani & DGIPR	尼	2004/5/26	原告敗訴	商務裁
27/Merek/2004	商標登錄取消	GA Modefine S.A.	中	Sutedjo & DGIPR	尼	2004/6/1	原告勝訴	最高裁
28/Hak Cipta/2004	著作權登錄取消	Kesatuan Pelaut Indonesia	尼	Hanafi Rustandi & DGIPR	尼	2004/6/7	原告敗訴	最高裁

30/Merek/2004	商標登錄取消	Ny. Kartika	尼	Senshido Co. Ltd. & DGIPR	台	2004/6/24	原告敗訴	最高裁
31/Merek/2004	不使用商標取消	Carabao Tawandang Co. Ltd.	TH	NV. Sumatra Tobacco Trading Company	尼	2004/6/29	原告敗訴	商務裁
32/Merek/2004	商標登錄取消	DeI Monte Corporation	米	PT Bika Jaya Food & DGIPR	尼	2004/7/1	原告敗訴	最高裁
33/Merek/2004	商標登錄取消	Canali Ireland Limited	IE	Arifin Roesli & DGIPR	尼	2004/7/1	原告敗訴	商務裁
35/Merek/2004	商標登錄取消	Acushnet Company	米	Mei Ing	尼	2004/7/12	原告勝訴	商務裁
36/Merek/2004	商標登錄取消	Malaysia Dairy Industries Pte Ltd.	新	Arjan Gagandas Lalmalani	尼	2004/7/14	原告勝訴	最高裁
37/Merek/2004	拒絕審決取消	Tjoeng Efendy alias Efendy	尼	Trademark Appeal Commision of DGIPR	尼	2004/7/19	(審理中)	商務裁
38/Merek/2004	商標登錄取消	Lai Luoh Enterprise Co. Ltd.	台	Herry Chandra	尼	2004/7/21	原告敗訴	最高裁
39/Merek/2004	損害賠償請求	PT Gresik Sarana Tirta	尼	PT Segara Husada Mandiri	尼	2004/7/26	原告敗訴	商務裁
40/Merek/2004	商標登錄取消	PT Segara Husada Mandiri	尼	PT Gresik Sarana Tirta & DGIPR	尼	2004/7/30	原告勝訴	商務裁
41/Merek/2004	(取下)	Sukardi Fadjar	尼	PT Gano Excel International Cs.	尼	2004/8/2	訴訟取下	商務裁
42/Desain Industri/2004	意匠登錄取消	Agus Gunawan, pemilik Guna Diesel	尼	PT. Nusamandala Primadaya & DGIPR	尼	2004/8/11	原告勝訴	最高裁
43/Merek/2004	商標登錄取消	Aboe Halim	尼	Hendra	尼	2004/8/12	原告敗訴	商務裁
44/Merek/2004	商標登錄取消	Yamato Mishin Seizo Kabushiki Kaisha	日	Surianto Purnomo & DGIPR	尼	2004/8/23	原告勝訴	商務裁
45/Merek/2004	商標登錄取消	Sergio Rossi S.P.A.	伊	Ruslim Rudy	尼	2004/8/25	原告勝訴	商務裁
46/Desain Industri/2004	意匠登錄取消	PT. Cahaya Buana Intitama	尼	Robert Ito & DGIPR	尼	2004/9/3	原告敗訴	最高裁
47/Desain Industri/2004	意匠登錄取消	BEJERSDOF AG	独	PT. ABACUS JAYA	尼	2004/9/9	原告敗訴	商務裁

48/Desain Industri/2004	意匠登錄取消	PT. Nobel Carpets	尼	PT. Universal Carpets And Rugs & DGIPR	尼	2004/9/15	原告敗訴	最高裁
49/Desain Industri/2004	損害賠償請求	Billy Hartono Salim	尼	PT. Gloria Origita Cosmetics	尼	2004/9/16	原告部分勝訴	最高裁
50/Merek/2004	商標登錄取消	Hawley & Hazel (BVI) Company Limited, Hawley & Hazel Chemical Co. (HK) Ltd.	VG, 香	Boediono Djiptodihardjo	尼	2004/9/21	原告勝訴	最高裁
52/Merek/2004	商標登錄取消	Daimler Chrrysler Corporation	米	Lela Sartika Dewi, DGIPR	尼	2004/9/27	原告勝訴	商務裁
53/Merek/2004	損害賠償請求	Tatang Suganda	尼	Leong Keng Wan, PT. Multi Kayaka	尼	2004/10/6	原告敗訴	商務裁
55/Merek/2004	商標登錄取消	Zhongsan Risheng Electric Product Co. Ltd.,	中	Halim Kho, DGIPR	尼	2004/10/12	原告敗訴	商務裁
56/Merek/2004	商標登錄取消	Frazer And Neave Limited	新	Drs Harry Sanusi	尼	2004/10/19	原告勝訴	最高裁
57/Merek/2004	商標登錄取消	PT. Batik Keris dan DGIPR	尼	Afoe Herlangga	尼	2004/10/11	原告勝訴	最高裁
58/Merek/2004	商標登錄取消	Hawthorne Enterprose Limited	KY	Handy Butun	尼	2004/10/22	原告勝訴	最高裁
59/Merek/2004	商標登錄取消	Kronos Titan-GmbH & Co. OHG	独	PT. Titian Abadi Lestari	尼	2004/11/1	原告勝訴	商務裁
60/Desain Industri/2004	意匠登錄取消	Mr. Neven Megusar & PT. Marigold Indokreasi	独	CV. Shaniqua Marigold Bamboo, Khairul Effendi Pulungan & DGIPR)	尼	2004/11/2	原告勝訴	最高裁
61/Desain Industri/2004	意匠登錄取消	PT. Boma Internusa	尼	PT. PPEN Rajawali Nusantara Indonesia & DGIPR	尼	2004/11/4	原告敗訴	最高裁
63/Merek/2004	商標登錄取消	Halim Pangestu Phang	尼	Liong Wang Tjong , DGIPR	尼	2004/11/8	原告勝訴	最高裁
64/Merek/2004	商標登錄取消	FIKE Corporation	米	Ratiza P. Widiyanto	尼	2004/11/12	原告勝訴	商務裁
65/PATEN/2004/	特許登錄取消	PT. TRIPRIMA INTIBAJA INDONESIA	尼	PT. Emomoto Srikandi Industries	尼	-	原告勝訴	最高裁

67/Merek/2004	商標登録取消	Hallmark Cards PLC	英	Hendrawan, DGIPR	尼	2004/12/9	原告敗訴	最高裁
68/Merek/2004	商標登録取消	Tungsway Food & Beverage Holdings Pte Ltd	新	PT Istana Pualam Kristal, DGIPR	尼	2004/12/15	原告敗訴	商務裁
69/Merek/2004	商標登録取消	Bambang Susanto	尼	Jaelani, DGIPR	尼	2004/12/17	原告勝訴	商務裁
70/Desain Industri/2004	意匠登録取消	PT. Kahatex	尼	PT. Invetco Nusantara & DGIPR	尼	2004/12/2	原告敗訴	商務裁
71/Merek/2004	商標登録取消	Efendy	尼	Soewardjono	尼	2004/12/24	原告敗訴	商務裁
72/Merek/2004	商標登録取消	Aboe Halim	尼	Hendra	尼	2004/12/24	原告敗訴	商務裁
73/Merek/2004	(取下)	PT. Charmindo Mitra Raharja, PT. Cottonindo ariesta, PD. Bali Jaya	尼	Husein Thamrin	尼	2004/12/28	訴訟取下	商務裁
74/Merek/2004	不使用商標取消	PT. Monysaga Prima	尼	PT. Manacoco sari	尼	2004/12/31	原告勝訴	商務裁

国記号説明：

BS：バハマ、CH：スイス、DK：デンマーク、FI：フィンランド、IE：アイルランド、KY：ケーマン諸島、MY：マレーシア、TH：タイ VG：英国バージン諸島、